

伊丹市選挙管理委員会会議の傍聴に関する要綱

(伊選管委要綱第1号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市選挙管理委員会規則（昭和42年選管規則第2号）第3章に規定する伊丹市選挙管理委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、別記様式に規定する伊丹市選挙管理委員会会議傍聴申請書（以下「申請書」という。）に必要な事項を記入の上、伊丹市選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

2 傍聴の申請の受付は、会議開始30分前から会議開始10分前までとする。

3 第1項の場合において、申請書を提出した者が、次条に定める傍聴人の定員を超えるときは、抽選により決定する。

4 前3項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって委員長が認めるものは、会議を傍聴することができるものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、4人とする。ただし、前条第4項の規定により会議を傍聴する者は含まない。

(会議を傍聴することができない者)

第4条 次に掲げる者は、会議の傍聴をすることができない。

- (1) 凶器等他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛にすることとし、拍手その他の方法により、会議中の発言に対して批評し、又は可否を表明しないこと。
- (2) 携帯電話等の通信機器その他音を発生する機器の電源を切ること。
- (3) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと（委員長の許可を得た場合は除く。）。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 議事の内容等により、会議を非公開とするときは、傍聴人は退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、この要綱に違反した傍聴人に対して、退場を命じることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場しなければならない。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。